

平成 18 年 12 月 7 日

『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』

社団法人全国スーパーマーケット協会	理事長	原 信 一
社団法人全国乗用自動車連合会	会 長	新 倉 尚 文
社団法人日本給食サービス協会	会 長	野々村 禎之
日本小売業協会	会 長	中 村 胤 夫
社団法人日本ショッピングセンター協会	会 長	木 村 惠 司
日本スーパーマーケット協会	会 長	清 水 信 次
社団法人日本セルフ・サービス協会	会 長	増 井 徳 太 郎
社団法人日本専門店協会	会 長	黒 川 光 博
日本チェーンストア協会	会 長	佐々木 孝 治
社団法人日本通信販売協会	会 長	石 川 博 康
社団法人日本テレマーケティング協会	会 長	菱 沼 千 明
日本百貨店協会	会 長	中 村 胤 夫
社団法人日本フードサービス協会	会 長	米 瀨 和 英
社団法人日本フランチャイズチェーン協会	会 長	加 藤 充
社団法人日本べんとう振興協会	会 長	安 田 定 明
社団法人日本ホテル協会	会 長	中 村 裕
社団法人日本ボランティア・チェーン協会	会 長	宮 下 正 房

パート労働者等への厚生年金適用拡大に対する反対意見

平素より当流通・サービス業界に対しましては格別のご指導を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、政府・与党におかれましては、パート労働者への厚生年金適用に関して拡大する方向での議論を推し進めようとしておりますが、これまでの経過を踏まえた検討が全くなされないまま拡大の方向だけが先行していることは誠に残念であります。

予てより当業界は、パート労働者への厚生年金適用拡大については「その働き方や雇用に重大な影響を与え、個人消費や企業経営に深刻な打撃を与える。」として強く反対を表明し、平成 16 年年金制度改革において本問題は、「社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ～（略）～この法律の施行後 5 年を目途として、総合的に検討が加えられる」こととなったところであります。

したがって、この趣旨を十分に踏まえた対応をしていただくとともに、以下の理由により改めて断固反対を表明し、このような事業者・パート労働者双方に重大な影響を及ぼす施策を安易に強行することのないように切に要望いたします。

反対理由

- 1．短時間労働を選択しているパート労働者が本当に厚生年金加入を望んでいるのか検証されていません！
- 2．パート労働者本人の給付がどのような形になるのか不透明のまま、保険料の負担ばかりが議論されています！
- 3．適用拡大を強行することは、パート労働者の多様な働き方を阻害し、雇用不安を招くことになりかねません！
- 4．本来行われるべきはずの、国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第3項に基づく検討が全く無視されています！
- 5．国民年金の未加入・未納問題が依然として解消されていない上、厚生年金の空洞化等の問題も十分に改善されておらず、年金制度に対する不信感は払拭されていません！
- 6．家計を圧迫し個人消費に影響を及ぼすとともに、流通・サービス産業全体の経営危機を招きます！

【反対理由の具体的説明】

1 . 短時間労働を選択しているパート労働者が本当に厚生年金加入を望んでいるのか検証されていません！

(財)21世紀職業財団の「パートタイム労働者実態調査」(平成17年9月)をみると、「所得税の非課税限度額の範囲で働きたい」「社会保険の被扶養者の範囲で働きたい」が大多数を占めており、これらの実態を無視して、一律に厚生年金等の適用拡大を強行しようとするのは、パート労働者の希望や考え方に逆行するものにほかなりません。

政府の議論の行方を見る限り、個々人の希望や事情に応じた働き方として短時間労働を選択しているパート労働者が本当に厚生年金加入を望んでいるのか、第3号被保険者との関係において厚生年金加入をどのように考えているか等々、基本的な問題についてパート労働者各層にわたる声を十分に聞くこともなく推し進められようとしており、真にパート労働者の声を踏まえてスタートしたものであるとは到底考えられません。

また、当業界の中には60歳以上の高齢者が圧倒的多数を占めている業種もあり、既に年金の受給権を獲得しているこれらのパート労働者は年金を受給しながら働いているため、改めて年金に加入することを決して望んでいません。このようなパート労働者に対しても一律に適用拡大しようとするような議論は混乱を招くだけになります。

2 . パート労働者本人の給付がどのような形になるのか不透明のまま、保険料の負担ばかりが議論されています！

パート労働者への厚生年金適用拡大の議論においてその加入条件については再々議論に上りますが、パート労働者本人の給付がどのような形になるのかについては不透明のままです。パート労働者の平均的な勤続期間は、業種によって若干異なるものの、チェーンストア4.8年、勤続が長い百貨店でも6.9年であり、このような就労の実態を踏まえると、適用拡大の問題は、老齢基礎年金の受給資格である加入期間25年以上との整合やパート労働者個々人の加入期間の捕捉の方法等の重要な問題と合わせて議論されるべき問題であると言えます。厚生年金に加入さえすればあたかも容易に相当額の年金給付が受けられるかのような試算の公表は、年金制度加入者全体の信頼を損なうものであると言わざるを得ません。

3 . 適用拡大を強行することは、パート労働者の多様な働き方を阻害し、雇用不安等を招くことになりかねません！

「パートタイム労働者実態調査」では、パート労働者個人がパートを選択した理由として、「自分の都合のよい時間(日)に働きたい(42.7%)」、「勤務時間・日数が短い(42.4%)」が大半を占め他の理由を圧倒しています。また、労働の調整の問題についても、「103万円を超えると税金

を支払わなければならない(54.9%)」、「130万円を超えると(略)自分で健康保険等に加入しなければならない(46.4%)」との傾向を示しています。

このように、パート労働者は、現行の税制や社会保険の仕組みの中で『自分に便利な時間や期間で働く』ことを選択しているのであり、当業界は、このようなパート労働者のニーズを踏まえて、柔軟な就業時間と休日制度、幅広い雇用期間等を用意して個々人の希望に応じた多様な就労が選択できるように雇用機会の確保と拡充に努めてきたところであります。

一方、厚生年金の適用条件を拡大した場合、事業者は過重な保険料負担に備えるため、パート労働のあり方を長時間勤務と短時間勤務に二極化するようになるだろうとも予測されています。適用拡大を強行するとパート労働者の主体性と事業者の考え方に決定的な乖離が生じ、現在の多様な働き方が障害され、大きな雇用不安を招くのではないかと危惧しています。特に、人手不足の状態にある業種については、仮に週労働20時間以上を適用条件とした場合には、パート労働者を20時間以下の短時間労働に切り替えることによって、人手不足に拍車を掛けることになりかねないと強い懸念を表明しています。

再チャレンジ推進会議の中間取りまとめ「再チャレンジ可能な仕組みの構築」の基本的認識の中には、「人生の各段階で多様な選択肢が用意され、それを自由に選択することで、個人も企業も自由闊達な活動が可能となり、ひいてはわが国経済の活性化にも資する。」とその理念が謳われています。就労の二極化を生みかねない適用拡大の強行は、再チャレンジ政策が掲げる「多様な選択肢の用意」にまさに逆行することにほかなりません。

4 . 本来行われるべきはずの、国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第3項に基づく検討が全く無視されています！

パート労働者等への厚生年金の適用拡大については、平成16年2月の与党年金制度改革協議会での合意に基づき改正法附則第3条第3項に、

社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

と明記されたにもかかわらず、国民の前でこれらの課題が全く検討されないまま、決定が強行されようとしています。このような進め方を断固として看過することはできません。

5 . 国民年金の未加入・未納問題が依然として解消されていない上、厚生年金の空洞化等の問題も十分に改善されておらず、年金制度に対する不信感は払拭されていません！

年金財政の安定のためには、年金制度に対する国民の不信・不安感の払拭、国民年金の未加入・未納問題の解消にこそ最優先で取り組むべきであり、依然として解消されたとはいえない状況にあります。さらに、厚生年金適用事業所でありながら制度への加入を違法に免れている事業者が多数存在する等の厚生年金の空洞化問題の解消も遅々として進まず、任意適用事業所で働くフルタイム

従業者への適用のあり方等先に検討されるべき課題も放置されたままとなっています。「再チャレンジ」の議論は、本来果たすべき義務が履行される基盤が整ってこそ初めて成立するものであり、このような基盤が整備されないまま、安易に取りやすいところから取ろうとする拙速な議論を押し進めるということでは年金制度に対する不公平感はますます増大するばかりです。

6．家計を圧迫し個人消費に影響を及ぼすとともに、流通・サービス産業全体の経営危機を招きます！

景気拡大が喧伝される一方で、個人消費は依然として厳しい状況にあります。パート労働者の新たな保険料負担の発生は家計を圧迫し、顧客としてのパート労働者による商品・サービスの消費を直撃することとなります。特にパート労働においては、家計を支える等の事由のため老後の年金給付よりも現在の手取り収入を重視している層も多数あり、適用拡大による影響はきわめて深刻であると言わざるを得ません。

また、過重な厚生年金保険料の事業者負担の増加が経営体力に深刻な打撃を与えることは明らかであり、拙速な議論の結果としてパート労働者を多く擁する当業界のみに過剰な負担を強いるような施策を容認することはできません。

以上